

役員等報酬規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人しゅらの郷福祉会（以下「法人」という）の定款第9条及び第23条第1項（2）号（3）号の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

第2条（役員）

法人の役員等は非常勤とする。

第3条（報酬等の支給）

役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

第4条（報酬等の算定方法）

役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表1に定める額
- （2）役員等が職務のため出張したときは、法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

第5条（当法人職員給与との併給）

当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表2の定めによるものとする。

第6条（報酬等の支給方法）

役員等に対する報酬は、当月の25日に振込みで支払うものとする。ただし支払日が休日にあたる場合はその前日に支払うものとする。

第7条（公表）

当法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第8条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

第9条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則（施行期日）

この規程は、平成29年 6月14日より施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から改定、施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から改定、施行する。

この規程は、令和 3年 7月 1日から改定、施行する。

別表1（役員等の報酬）

（1）評議員（金額には源泉所得税を含む）

	日額
評議員会への出席	5, 157円
上記の他、法人への施設業務のための出勤	5, 157円

（2）理事（金額には源泉所得税を含む）

	月額
理事長	82, 527円
業務執行理事	7, 221円
理事	5, 157円
上記の他、法人の施設業務のための出勤	5, 157円

（3）監事（金額には源泉所得税を含む）

	日額
監事監査への出席	10, 315円
理事会への出席	5, 157円
上記の他、法人への施設業務のための出勤	5, 157円

別表2（職員給与との併給）

（1）当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて下記の役員報酬を支給する。（金額には源泉所得税を含む）

役職名	役員報酬額
業務執行理事	月額7, 221円
理事	月額5, 157円

（2）当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬と職員給与の支給合算額は下記の範囲内の金額とする。

役職名	役員報酬と職員給与の合算月額
業務執行理事	350, 000円
理事	350, 000円